

第 45 号 議 案

令和 4 年度長崎県交通事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 4 年度長崎県交通事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度長崎県交通事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	5,300,060千円	△134,504千円	5,165,556千円
第 1 項 営 業 収 益	4,254,459千円	△275,148千円	3,979,311千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,045,601千円	140,644千円	1,186,245千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用	5,259,775千円	△6,711千円	5,253,064千円
第 1 項 営 業 費 用	5,054,414千円	8,967千円	5,063,381千円
第 2 項 営 業 外 費 用	205,361千円	△15,678千円	189,683千円

第 3 条 予算第 3 条本文「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債500,000千円を借り入れる。」を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。」に改める。

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額420,036千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,650千円、当年度分損益勘定留保資金198,731千円及び特別減収対策企業債197,655千円」を「不足する額418,466千円は、当年度分損益勘定留保資金168,280千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,929千円及び特別減収対策企業債230,257千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	236,000千円	△35,380千円	200,620千円
第 1 項 企 業 債	236,000千円	△70,000千円	166,000千円
第 2 項 建 設 補 助 金	—	33,266千円	33,266千円
第 3 項 投 資 返 還 金	—	1,354千円	1,354千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	656,036千円	△36,950千円	619,086千円
第 1 項 建 設 改 良 費	236,502千円	△37,216千円	199,286千円
第 3 項 投 資	260千円	266千円	526千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 236,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和4年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 166,000	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
新型コロナウイルス公営企業特別減収対策	500,000				0			
計	736,000				166,000			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,381,203千円	14,455千円	2,395,658千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、321,136千円」を「補助を受ける金額は、234,115千円」に改める。

令和5年2月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾